

ノ二名之ニ当リ争議本部ハ本文記載ノ越中島労働會館ヲ之ニ充ツル等ナリ

申(通)報先

内相次官局長

社會局長官

検事正

東京憲兵隊長

勞秘乙第三二二號

大正十三年八月十八日

藤倉電線株式會社深川工場労働争議ニ関スル件
(第三報)

一昨十六日一般職工八午前八時平常ノ如ク出勤セルガ組合支部ノ残留者タル佐野川浩外ニ名ノ檢査部職工ハ就業後今回ノ問題ノ原因ヲ為セル第一製線工場ニ至リ諸君ノ為メニ活動シタル結果トシテ名ノ幹部が解雇セラレタルニ之ヲ顧ミズ平然トシテ作業スルハ不徳義ナリトテ同情罷業ヲ煽動スルガ如キ言動ヲ為シタリシガ工場係員早クモ之ヲ察知シ事務所ニ招キ業務課長永井省三ヨリ警告ヲ共ニ反省ヲ促シタルモ之ニ應セザル為メ會社ハ止ムヲ得ヌ解雇ノ申渡シヲ為シタリ

第 8.19
第 451 号